

日 薬 業 発 第 172 号
令和 7 年 8 月 19 日

都道府県薬剤師会担当役員 殿

日 本 薬 剤 師 会
副 会 長 森 昌 平

令和 7 年 8 月 6 日からの低気圧と前線による大雨に伴う災害にかかる
オンライン資格確認等システムにおける「緊急時医療情報・資格確認機能」を
アクティブ化する医療機関・薬局の範囲・期間について（その10 ・一部地域終了）

平素より本会会務にご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

標記につきまして、厚生労働省保険局医療介護連携政策課ほかより別添のとおり連絡
がありましたのでお知らせいたします。

令和 7 年 8 月 6 日からの低気圧と前線による大雨に伴う災害にかかるオンライン資格
確認等システムにおける「緊急時医療情報・資格確認機能」をアクティブ化する医療
機関・薬局の範囲・期間等については、令和 7 年 8 月 18 日付け日薬業発第 170 号ほか
にてお知らせしたところですが、今般、一部地域のアクティブ化の期間が別添のとおり終
了しました。

つきましては、貴会会員にご周知くださいますようお願い申し上げます。

事 務 連 絡
令和 7 年 8 月 18 日

関 係 団 体 御中

厚生労働省保険局医療介護連携政策課
厚生労働省医薬局総務課
厚生労働省社会・援護局保護課

オンライン資格確認等システムにおける「緊急時医療情報・資格確認機能」
をアクティブ化する医療機関・薬局の範囲・期間について

標記につきましては、今般、別紙 1 のとおり、社会保険診療報酬支払基金・
国民健康保険中央会あてに連絡しましたので、貴団体におかれましても、関係
者に対し周知を図られますようお願いいたします。

事 務 連 絡
令和 7 年 8 月 18 日

社会保険診療報酬支払基金 }
国民健康保険中央会 } 御中

厚生労働省保険局医療介護連携政策課
厚生労働省医薬局総務課
厚生労働省社会・援護局保護課

令和 7 年 8 月 6 日からの低気圧と前線による大雨に伴う災害にかかる
オンライン資格確認等システムにおける「緊急時医療情報・資格確認機能」を
アクティブ化する医療機関・薬局の範囲・期間について（その 10・一部地域終
了）

「オンライン資格確認等システム利用規約」第 21 条第 2 項及び「電子処方箋
管理サービス利用規約」第 21 条第 2 項に基づく災害発生時における保険資格情
報・医療情報の閲覧機能のアクティブ化範囲等については、「オンライン資格確
認等システムにおける『緊急時医療情報・資格確認機能』をアクティブ化する医
療機関・薬局の範囲・期間について」（令和 5 年 1 月 26 日付事務連絡）にてお示
したところ、この具体的な適用範囲・期間について、下記のとおり対応をお願い
いたします。

「緊急時医療情報・資格確認機能」のアクティブ化に当たっては、対象の医療
機関・薬局に対して、別添 1 のオンライン資格確認等システム利用規約第 25 条
及び第 26 条、別添 2 の「医療情報を特例的に閲覧する場合に留意すべき点」を
参考に、患者への医療サービスを提供する以外の目的での利用は認められない
ことについて十分な周知徹底をお願いします。貴機関におかれては、各医療機
関・薬局による本機能を用いたオンライン資格確認等システムの閲覧ログを踏
まえ、必要と認める場合には、個別に、医療機関・薬局に対して、「緊急時医療
情報・資格確認機能」を利用した医療情報の閲覧状況について事実関係を確認し
てください。

なお、令和 6 年 3 月 1 日以降、生活保護法による被保護者の医療扶助の受給資
格等の情報に係る同機能の利用に当たっては、別添中、「保険資格情報」とある
のは「医療扶助の受給資格情報」と、「被保険者番号」とあるのは「受給者番号」
と、「保険者名称」とあるのは「福祉事務所名称」と読み替えるものとします。

今般の措置について、対象地域の医療機関・薬局に周知いただきますようお願い
いたします。

記

○「緊急時医療情報・資格確認機能」のアクティブ化対象範囲・期間

範囲	【熊本県】玉名市、下益城郡美里町、玉名郡玉東町、玉名郡長洲町、八代市、宇城市、八代郡氷川町、熊本市、上天草市、天草市、上益城郡甲佐町
期間	令和7年8月22日

○「緊急時医療情報・資格確認機能」のアクティブ化を終了する対象範囲

範囲	【山口県】宇部市
終了日	令和7年8月18日

以上

別添省略